

JA北海道信連

---

サステナブル経営  
の取り組み

# JA北海道信連SDGs宣言

当会は、『JAと一体となって金融サービスを提供することにより、農業及びその関連産業の振興、地域社会の活性化に貢献する』という経営理念のもと、事業活動を通じて国際連合が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、農業とくらしの発展による持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### SDGs（持続可能な開発目標）とは

2015年9月開催の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた社会・経済・環境等の様々な問題の解決に向けた国際社会共通の目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成される。

## SDGs重要取り組みテーマ（マテリアリティ）

- 「経営理念」と「行動憲章」に基づく事業活動を通じて、本会を支えている全てのステークホルダー（利害関係者）と地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、本会の社会的評価と地域における存在価値向上に取り組みます。
- 農業・地域を取り巻く社会課題に4つのアプローチで取り組みを展開し、持続可能な開発目標の達成に貢献します。

### 4つのアプローチ【AgRegional E・S・G】

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

**① 農業・地域経済／社会**

**農業の持続的成長を支える**

地域経済とコミュニティの活性化に貢献する

- 資金供給を通じた地域内の資金循環による地域活性化
- 農業所得の向上支援
- デジタル技術を活用した金融サービスの提供
- 協同組合間、他業種との連携強化

**② 環境保全**

**自然環境の維持・保全に貢献する**

- 投資における環境への配慮
- 環境負荷の軽減
- 環境保全活動

**③ 少子・高齢化社会**

**次世代への対応**

高齢者の安心・安全な生活を支える

- 子ども向けの食農、環境、金融・経済等の教育文化の振興
- 資産形成・継承の相談・支援
- 金融犯罪防止への取り組み

**④ ガバナンス（経営基盤）**

|             |            |
|-------------|------------|
| コーポレートガバナンス | リスク管理・内部監査 |
| コンプライアンス    | ダイバーシティ推進  |

- 内外の環境変化に即した経営管理の高度化
- 農業・金融の視点に立ち、質の高い課題解決能力等を有する人材の育成
- 多様な人材が活躍できる職場づくり

**【AgRegional E・S・G】**  
**社会課題解決に向けて**  
**本会が取り組む4つのアプローチの総称**

① 農業 (Agri) と地域 (Regional) を組み合わせた造語  
 ② 環境 (Environment)  
 ③ 社会 (Social)  
 ④ ガバナンス (Governance) の頭文字をとった略

# 気候変動への対応（TCFD提言に基づく開示）

当会の基盤となる農業は、気候変動による負の影響を被りうると同時に、気候変動を増幅させる潜在的可能性を有している産業でもあります。気候変動への対応は、当会の使命である農業の発展に貢献するものであり、当会は、気候変動に関連する機会とリスクの観点に着目し、事業活動を通じて緩和と適応に貢献する取り組みを進めています。その一環として、気候変動が当会の事業に与える影響、リスクに対して適切に対応し、TCFDの提言を踏まえた取り組みの開示に取り組んでいます。

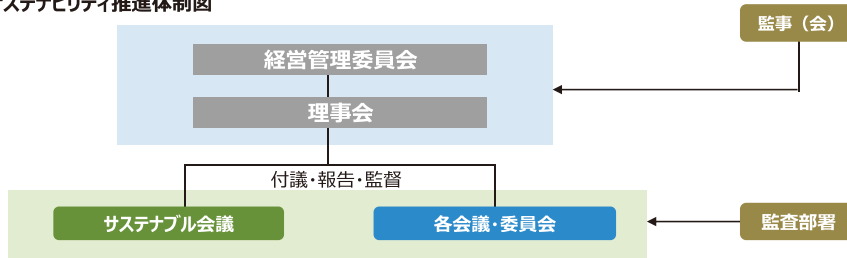
※TCFDとは

2015年に金融安定理事会（FSB）が金融システムの安定化を図るために設置した支援組織。全ての企業に対し、気候変動関連リスク・機会の評価と財務への影響について開示することを提言しているもの。

## ガバナンス

- 当会は、SDGs（持続可能な開発目標）に対する基本的な方針として「サステナビリティ基本方針」を制定し、事業活動との一体性を高めることで、地域社会と全てのステークホルダー（利害関係者）の持続的な発展に貢献するとともに、当会の社会的評価、地域における存在価値向上を目指しています。また、気候変動を含む環境課題・社会課題を経営上の重要事項と捉え、理事会・経営管理委員会において議論し、経営戦略等に反映しています。
- 具体的な対応方針や取り組み状況は傘下のサステナブル会議にて協議し、協議内容は理事会・経営管理委員会に付議・報告され、理事会・経営管理委員会の監督を受けています。
- サステナブル会議は、代表理事理事長を議長に、理事とリスク統括部、総務部、総合企画部から構成されています。

サステナビリティ推進体制図



## 戦略

- 当会では、短期（5年）、中期（10年）、長期（30年）の時間軸で、2℃（政策・規制が導入され気候変動が抑制される場合）・4℃（政策・規制が導入されず気候変動が抑制されない場合）シナリオをもとに気候変動に関連するリスクと機会を以下の通り認識しています。

### 当会で認識する気候変動リスクと機会

|        | 内容  | 時間軸   |
|--------|---|-------|
| 移行リスク  | ■2℃目標達成に向けた規制対応が投融资先のビジネスモデルや業績に影響を及ぼすことによる与信コストの増加 | 中～長期  |
|        | ■市場が脱炭素化を志向することで商品・サービスの需給関係、企業業績が変化することによる与信コストの増加 |       |
|        | ■国際的な気候変動への対応強化要請の高まりを踏まえた規制変更                      | 短期    |
| 物理的リスク | ■気候変動に対応する取り組みや情報開示が不十分とされるリスク                      | 短期    |
|        | ■気候変動が農業生産、JA経営基盤等に影響を及ぼすリスク                        | 短期～長期 |
|        | ■自然災害に伴う投融资先の事業停滞による業績悪化や、不動産等の担保価値の棄損を通じた与信コストの増加  |       |
| 機会     | ■異常気象による当会資産の損傷に伴う事業継続への影響                          | 短期～長期 |
|        | ■脱炭素社会への移行を支援する金融商品・サービスの提供等、ビジネス機会の増加              | 短期～長期 |
|        | ■省エネ・再エネ化による事業コストの低下                                | 中期～長期 |

※移行リスク：気候変動の緩和と適応への取り組み進展に伴う政策、法規制、技術、市場などの変化の影響を受ける投融资先の信用リスクや座礁資産化リスク

※物理的リスク：気候変動に伴う自然災害や異常気象による当会および投融资先の資産に対する物理的な被害を通じて財務棄損が増大するリスク

### 炭素関連資産の状況（令和5年3月末）

|                     |      |                          |
|---------------------|------|--------------------------|
| 当会融資残高に占める炭素関連資産の割合 | 8.1% | ※TCFD提言の定義を踏まえた炭素関連資産の割合 |
|---------------------|------|--------------------------|

サステナブル経営の取り組み

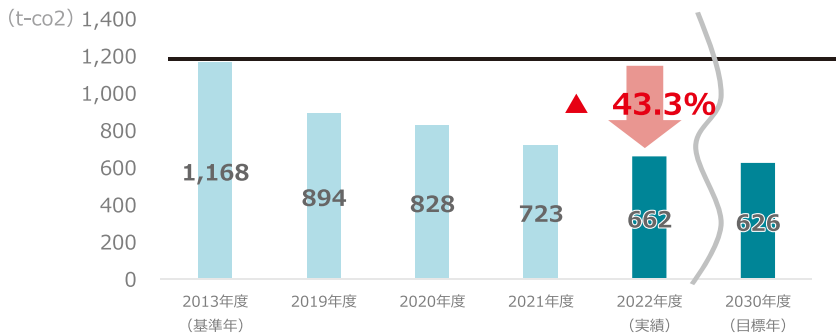
## リスク管理

- 当会では、気候変動に関連する物理的リスクや移行リスクの影響に鑑み、当会取引先の事業活動に及ぼす信用リスク等を中心にリスク管理を実施していきます。
- また、「ESG投融资方針」を定め、大量の温室効果ガスの排出や、有害物質の放出等によって気候変動や大気汚染等の環境に重大な影響を及ぼすことが想定される石炭火力発電所の新設を資金使途とする投融资は、災害時対応等のやむを得ない場合を除き、新規融資は行いません。

## 指標・目標

- 当会では、3カ年ごとに「環境保全行動計画」を策定し、CO2排出量の削減と紙使用量の削減による森林資源の保護に取り組むとともに、「札幌市生活環境の確保に関する条例」も踏まえ、CO2排出量（Scope1および2）を指標として設定し、排出量削減に努めています。
- 環境・気候変動対応にかかる指標として、2030年度（令和12年度）のCO2排出量を2013年度（平成25年度）対比▲46.4%とする目標を設定しました。
- 2022年度（令和4年度）のScope1および2のCO2排出量は662トンであり、2013年度（平成25年度）対比▲43.3%となりました。

### CO2排出量の状況



#### 【目標】


2013年度対比▲46.4%

※省エネ法の定期報告書の基準に準拠して集計  
 ※Scope1：ガソリン・ガス・灯油等の使用による直接排出、Scope2：他社から供給された電力・熱・蒸気の使用による間接排出の合計


### ESG投融资の状況

- 令和4年度の新規取り組み額は211億円で、進捗率70.5%となりました。





詳細は「サステナビリティレポート」をご覧ください。

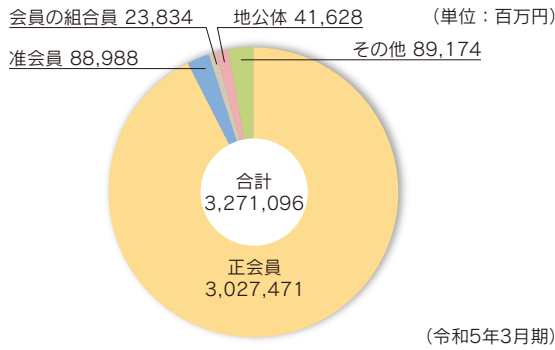


# 取り組み事例

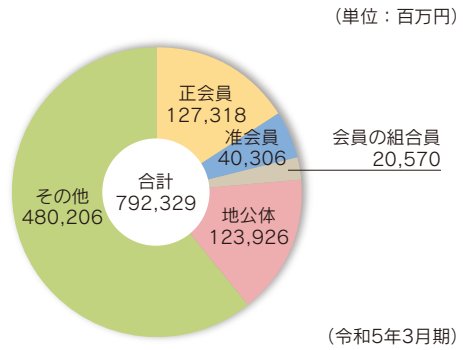
## 地域経済活性化への貢献

当会は、地元のJA等が会員となって、お互い助け合い発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

### 地域からの資金調達の状況



### 地域への資金供給の状況



### 地方債引受

令和4年度の北海道債の引受（銀行等引受債）は62億円でした。これは当年度内総発行額890億円に対し6.97%のシェアを占めており、引受全金融機関別のシェアでは上位第5位という重要な位置にあります。

道内農畜産物の販売代金等の資金を会員JAから貯金として吸収し、北海道債の引受をはじめ道内地方公共団体への融資として還元することにより、北海道経済の持続的発展に寄与し、地域社会の活性化に貢献するよう取り組んでおります。

## 協同組合間・他業種との連携強化

### 協同組合ネット北海道の取り組み

協同組合ネット北海道は単一の協同組合では解決できない課題について、複数の協同組合の連携で解決し、持続可能な北海道経済と地域住民の生活向上に寄与することを目指しているものです。

当会も構成団体の一員として取り組みに参画しており、令和4年度は、こども食堂北海道ネットワークを通じてこども食堂活動の援助を行いました。



### バイオガスプラント普及に向けた連携協定

JAバンク北海道では、酪農・畜産業における家畜ふん尿処理に伴い発生するエネルギーの有効活用を目的に、2020年8月にバイオマスリサーチ株式会社・農林中央金庫・当会の3者で「バイオガスプラント普及にかかる連携協定」を締結し、バイオガスプラントの普及支援に取り組んでいます。

## 地域貢献活動

### 地域の活力創造・コミュニティ維持に向けた取り組み

JABANK北海道では、「地域共生社会」の実現に向け、JAがより地域での役割を発揮していくために、地域の課題に対し創意工夫をもって取り組む「ふるさと共創事業」により、地域活性化に取り組んでいます。

### 清掃活動

地域美化の観点から、北海道の環境市民団体「NPO法人 北海道市民環境ネットワーク」が事業運営する「ラブアース・クリーンアップin北海道」の活動に参加し、各事務所周辺の清掃活動に取り組みました。

### 献血への協力

地域医療に貢献する観点から、各事務所で日本赤十字社の出張献血（献血バス）に協力しており、令和4年度は、延べ36人が献血に協力しました。

当会は医療に必要な血液が安定的に確保されるよう、献血に積極的に協力する企業・団体が参加している日本赤十字社「献血サポーター」の一員です。

### エコキャップ・リングプル、使用済み切手収集、ベルマーク運動

ペットボトルのキャップや空き缶等のリングプルを収集し、障害者の自立支援や小児の難病支援に役立てていくために、収集物を全国社会福祉援護協会に寄贈しています。令和4年度は、24千個のキャップ、8千個のリングプルを寄贈しました。

使用済みの切手を収集し、ユニセフ募金として日本ユニセフ強化に寄贈しています。ユニセフ募金は、世界中の子供たちの命と未来を守るにユニセフの活動を支えています。令和4年度は、16千枚の使用済み切手を寄贈しました。

教育環境の整備を行うベルマーク運動に賛同し、収集したベルマークをベルマーク教育財団に寄贈しています。

### 全道小学校に補助教材本を贈呈

JABANK北海道では、JAバンクが行う社会貢献活動として、JAが行う食農・環境・金融経済の教育活動をサポートする「北海道JAバンク食農教育応援事業」を平成20年度から展開しています。

本事業の一環である教材本贈呈事業では、小学校の授業等で活用いただける、食農教育・環境教育などをテーマとした補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を作成し、全道の小学校・特別支援学校に贈呈しています。

令和4年度は、北海道教育委員会をはじめ各市町村教育委員および各学校のご理解・ご協力のもと、全道1,025校の小学校5年生（約50,000人）ならびに20校の特別支援学校へ、最寄りのJAを通じて贈呈いたしました。

JABANKは、補助教材本贈呈事業を通じて、教育現場での食農教育を応援しています。



【贈呈した教材本およびDVD】

### 北海道日本ハムファイターズ「ゆきのね奨学金」への協賛

JAバンク北海道では、令和元年度より、北海道日本ハムファイターズのCSR活動の一つである「ゆきのね奨学金」に協賛しています。

本活動は、18歳以下の子どもを対象とする道内ウィンタースポーツへの助成事業により、スポーツ振興を通じて地域社会の未来を創造していく活動となっています。

JAバンク北海道は、北海道の将来を担う子供たちが健やかに成長していくことを支援しています。



【ゆきのね奨学金贈呈式】

### 金融リテラシー向上の取り組み

協同組合の役割、金融取引に関する意識・知識等の金融リテラシー向上を目的に、協同組合金融機関と連携して、道内の大学生向けに金融講座を開催しました。

令和4年度は、「北海道信連の概要と北海道内における農業融資体制」をテーマに講義・連携授業を開催し、55名の学生に参加いただきました。

【稲刈りの様子】



### 食農教育応援事業の取り組み

JAバンク北海道では、道内在住の親子による「収穫体験」と「料理教室」をセットにした体験型バスツアーを食農教育応援事業の一環として実施しました。令和4年度は9コースを企画し、延べ231名の親子に参加いただきました。



【朝採たまごを使ったオムライスづくりの様子】

## 高齢者の安心・安全を支える

### 金融犯罪防止への取り組み

JAバンク北海道では、北海道警察と連携し、ラジオを通じた特殊詐欺被害の撲滅に向けた啓発活動を実施しています。

STVラジオ番組での情報提供のほか、STVラジオ公式YouTubeチャンネルと協力し、特殊詐欺の手口と対策を勉強する動画を作成・配信し、道民の皆さまが特殊詐欺の被害に遭われないよう呼びかけています。

また、年金をJAで受け取られている皆様にお渡ししているようかんのパッケージに、北海道警察と連携した「注意喚起の標語」を印刷し、詐欺被害の未然防止に取り組んでいます。



〈YouTube動画 イメージ〉  
©STVラジオ



### 年金相談会の開催支援

JAバンク北海道では、年金をお受取りになる方への受給手続きの支援など、年金に関する相談や疑問をお持ちの方に対応できる年金相談窓口の充実に取り組んでおります。

各JAでは、年金をJAで受け取られている皆様を中心に「年金友の会」をつくり、会員間の親睦を深める活動を行っており、当会は、各JAを通じて活動を支援し、健康で楽しく暮らせる明るい地域社会づくりに協力しています。

# 社会的責任について

## 金融円滑化の取り組みについて

当会は、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「最も重要な役割のひとつ」として位置付け、公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、当会としての方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化に係る基本方針はこちらから [〈http://www.jabank-hokkaido.or.jp/shinren/efforts/〉](http://www.jabank-hokkaido.or.jp/shinren/efforts/)

## 「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしております。

当会は、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

## お客さま本位の業務運営に関する取り組みについて

### お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として助け合いの精神のもとに、継続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指しています。

その中で、北海道信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、協同組合組織の農業専門金融機関として、会員JAとその構成員である組合員の経営と生活の向上を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与していくこと、また、地域金融機関として、組合員等の利用者ニーズに対しJAと一体となって金融サービスを提供することにより、農業およびその関連産業の振興、地域社会の活性化に貢献することを経営理念に掲げています。

本会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を定期的に見直ししていくとともに、本方針に基づく取り組みの状況を定期的に公表してまいります。

#### 1. お客さまへの最適な商品提供

(1) 当会は、お客さまに提供する金融商品について、特定の投資運用会社に偏ることはなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえ、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお、当会は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

※【取組事項】は除く。以下同様。

#### 2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) 当会は、お客さまの金融知識・経験・財産・ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご説明・ご提案いたします。

【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

(2) 当会は、お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

(3) 当会は、お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

#### 3. 利益相反の適切な管理

(1) 当会は、お客さまへの商品の選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、当会が定める「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則3本文および（注）、原則4、原則5（注4）】

#### 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 当会は、研修や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

※上記の原則及び注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改定）との対応を示しています。

以上